

「帯広市畜産物加工研修センター」指定管理者の指定結果

地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、次のとおり本市の公の施設に係る指定管理者に指定します。

1 公の施設の名称及び位置

名称	位置
帯広市畜産物加工研修センター	帯広市八千代町西 4 線 194 番地

2 指定管理者

帯広市大通南 21 丁目 7 番地
有限会社 五日市
代表取締役 五日市 大

3 指定期間

平成 29 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日まで